

大阪市告示第361号

次の指定公金事務取扱者について、名称及び事務所の所在地変更の届出があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第4項の規定に基づき告示する。

令和8年3月24日

大阪市長 横山英幸

	指定公金事務取扱者の名称	事務所の所在地	変更年月日
変更前	株式会社 光洋	大阪市北区天神橋2丁目3番16号	令和8年 3月1日
変更後	株式会社 ダイエー	兵庫県神戸市中央区港島中町4丁目1番1	

(環境局事業部事業管理課)